

「指定居宅介護支援及び指定介護予防支援」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鷹山会
(2) 法人所在地 福井県福井市免鳥町第22号74番地
(3) 電話番号 0776-87-2161
(4) 代表者氏名 理事長 内田 忠之
(5) 設立年月日 平成4年4月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所
(2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を居宅で営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 悠和園介護相談センター 平成11年10月21日指定
第1870100250号
(4) 事業所の所在地 福井県福井市免鳥町第22号74番地
(5) 電話番号 0776-86-1313
(6) 事業管理者 氏名 金子 弘
(7) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防支援サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう実施します。公正中立に、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護保険施設等の綿密な連携を図ります。
(8) 開設年月日 平成11年11月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福井市 棗地区、鷹巣地区、国見地区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで 但し1月1日～1月3日までの年始は除く。
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間帯	受付時間帯及び電話等による24時間サービス体制

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して居宅介護支援サービス及び介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1. 0		0. 1	1名	業務の実施状況把握などを一元的に行なう
2. 介護支援専門員	4. 0		3. 9	4名	

※介護支援専門員1名当たり、利用者44名以下のマネジメントとする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

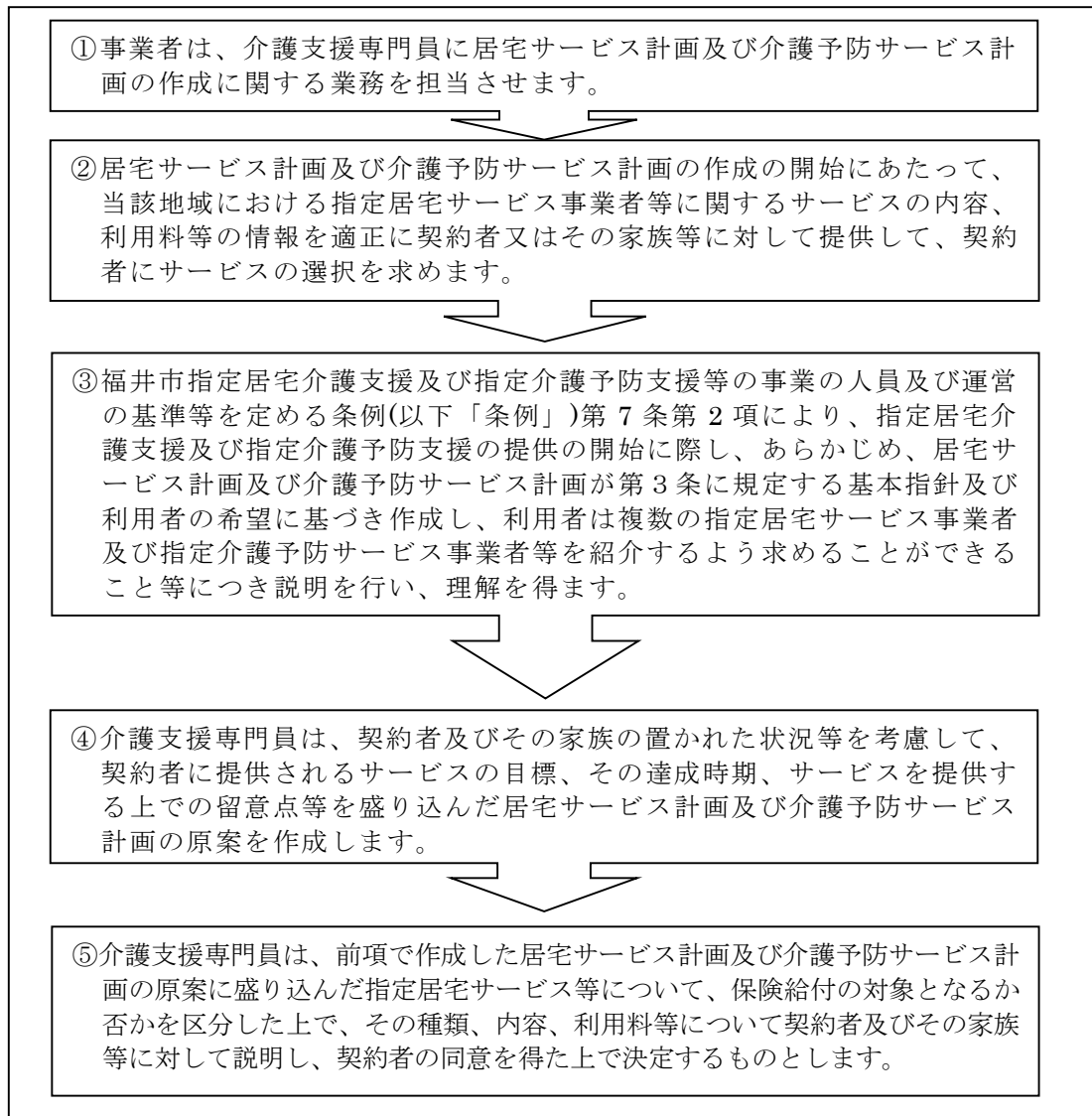
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画及び介護予防サービスの作成の流れ>



②居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、

事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設へ入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

(1)利用料

通常は、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、契約者の自己負担はありません。保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月の居宅介護支援費及び介護予防支援費は全額自己負担となります。

【サービス単位数】

介護予防支援費	II 472 単位	要支援1 又は要支援2
居宅介護支援費	I 1,086 単位	要介護1 又は要介護2
	II 1,411 単位	要介護3、要介護4 又は要介護5 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合の加算・・・ 所定単位数の5%増
入院時情報連携加算	I 250 単位	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに(営業時間終了後又営業日以外の日)に入院した場合は、入院日の翌日を含む)、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。
	II 200 単位	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に(営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日も含む)、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。
通院時情報連携加算	50 単位	利用者1人につき、1月に1回の算定を限度。 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。
退院・退所加算(I)イ	450 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合。

退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合。
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合。
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	<p>①常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置</p> <p>(利用者に関する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない)</p> <p>②常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置</p> <p>(利用者に関する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない)</p> <p>③利用者に関する情報又はサービス提供にあたって留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催</p> <p>④24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保</p> <p>⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施</p> <p>⑥地域包括支援センターから困難事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供</p> <p>⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識に関する事例検討会、研修等に参加している</p> <p>⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない</p> <p>⑨指定居宅介護支援の提供を受ける利用者が介護支援専門員 1 名あたり 45 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は 50 名未満)</p>

		<p>⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保</p> <p>⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施</p> <p>⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成</p>
初回加算	300 単位	新規または、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成する場合。および要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師、看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて必要なサービス利用の調整をおこなった場合、1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に 2.1%を 乗じた単位数	介護職員等の安定的な処遇の改善及び人材確保を目的とした加算
地域区分ごとの報酬単価（7級地）		1単位＝10,21円

（2）利用料金のお支払い方法

月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をさせていただきます。月末までに指定の銀行口座より引き落としさせていただきます。必要に応じて口座自動引き落としの手続きをお取り下さい。

（3）利用料金の変更

上記の各利用料については、国の基準等の改正、その他社会経済情勢の変動に伴って変更することができるものとします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院する際のお願い

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

(4) 利用状況、提供実績について

※判定期間 令和7年度後期（令和7年9月1日～令和8年2月28日）

①ケアプランの利用状況

訪問介護	37.7%
通所介護／地域密着型通所介護	61.5%
福祉用具貸与	67.9%

②ケアプランのサービス種別ごとの提供実績

サービス種別	サービス事業所名	割合
訪問介護	県民せいきょうホームヘルプサービス	73.6%
	ココ訪問介護事業所	7.8%
	ニチイケアセンター成和	4.9%
通所介護／ 地域密着型通所介護	悠和園デイサービスセンター	68.4%
	デイ・フィットネス 楽らく大宮店	7.6%
	リハビリデイサービスあすなろ	3.5%
福祉用具貸与	株式会社ミタス	24.0%
	ネクスタス株式会社	22.0%
	福井シルバーサービスセンター	16.1%

7. 事故発生時の対応方法

事故発生時には、何よりも人命第一の対応と考え、速やかに医療機関との対応を行うと同時に市町村及び「家族等への連絡一覧」によって家族に連絡いたします。また、事故発生後の予防措置として対策委員会を開き、事故について検討し再発予防に努めます。

8. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生及びその再発を防止する為、次の措置を講じるものとします。

- ①事業所における虐待の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じる為の担当者を置きます。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の提供を断続的に実施する為及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③介護支援専門員に、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

11. 身体拘束等の適正化

契約者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録します。

12. ハラスメント防止の対策

事業所は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針及び相談(苦情含む)窓口を明確化し、介護支援専門員に周知・啓発を行います。

利用者、ご家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

1 3. 苦情の受付について (契約書第 1 7 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 介護支援専門員 岩村 美穂

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 3 0 分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に下記の行政機関でも受け付けています。

福井市介護保険課担当窓口	TEL 0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	TEL 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	TEL 0776-24-2339

◎体制は次のとおりです。

	氏 名	肩 書 き	連 絡 先
◎苦情解決責任者	金子 弘	センター長	悠和園介護相談センター
◎苦情受付担当者	岩村 美穂	介護支援専門員	TEL 86-1313
◎第三者委員	川畑 喜美栄	評議員	南菅生町 TEL 87-2230

【悠和園の苦情解決の仕組み】

